



常陸太田市公告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年2月9日

常陸太田市長 藤田 謙二



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	整理番号	団地名	大字	森林面積	森林所有者数	筆数
1	R7 集 1～5	里美北部	徳田町	2.2716ha	5名	8筆
2	R7 集 6～11	太田南部	粟原町・島町・ 天神林町	3.5681ha	6名	18筆

2 縦覧場所 常陸太田市農政部農政課
常陸太田市ホームページ
(<https://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page009439.html>)

3 本公告により、常陸太田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上